小児インフルエンザ助成について

回覧

村では、乳児から高校生までの小児インフルエンザ予防接種について、接種費用の一部を助成します。今年度より、経鼻インフルエンザワクチンも助成対象となります。
接種は、任意接種になりますので主治医またはかかりつけ医の先生と相談して、接種助成期間内にお受けください。

●対象者

接種当日に生後6か月から18歳（平成20年度生まれ）の方で筑北村に住所を有する方

●自己負担額または助成額

- インフルエンザ（注射）　　１回あたり１，０００円の自己負担
- 経鼻インフルエンザワクチン　　１回あたり４，０００円の助成

●助成が受けられる接種期間

- インフルエンザ　　令和８年１０月１日～令和９年１月３０日

筑北村・麻績村での接種について

筑北村・麻績村での接種は下記の日程で実施します。高齢者の予防接種と時期が重なるため、必ず予約をしてからお受けください。

実施期間	予約期間
10/19(月)～1/16(土)	10/5(月)～12/25(金)

予約電話番号

♦松林医院　66－2008
♦鳥羽医院　66－2435
♦玉井医院　67－2231

上記の3医院のうち、経鼻ワクチンは、玉井医院のみ実施します。

- 生後６か月から１２歳までの方は、インフルエンザ（注射）は２回接種になります。
- 経鼻インフルエンザワクチンは、２歳から18歳までが使用でき、回数は1回になります。
- 接種費用は、インフルエンザ(注射)は1回あたり1,000円をお支払いください。
（2回接種の場合は、1回ごと1,000円になります）
- 経鼻インフルエンザワクチンは、医療機関によって接種費用が違うので、村の助成額4,000円を引いた額を窓口でお支払いください。
（例）接種費用1回8,000円の場合、自己負担は4,000円です。

●その他の医療機関での接種について

- 村外の医療機関で接種を受ける場合は、直接予約をしてください。
（予約期間や接種日も各医療機関にお問い合わせください）
- 接種の際は、一旦接種費用を全額支払っていただき、後日役場窓口または坂井支所窓口で償還払いの手続きをしていただくようになります。

お問い合わせ先:筑北村住民福祉課 保健師　電話 0263-66-2111